

## 第 58 回全国健康保険協会山口支部評議会議事概要

開催日時：令和元年 10 月 15 日（火）14：00～16：00

開催場所：防長苑「白鳳」

出席者：河村評議員、重永評議員、清水評議員、鈴木評議員、  
椿評議員、中田評議員、藤本評議員、吉岡評議員（五十音順）

### 議 題

- 1 令和 2 年度保険料率の論点について
- 2 令和元年度山口支部上期事業実績及び下期の事業の概要について
- 3 令和 2 年度保険者機能強化予算（案）について
- 4 インセンティブ制度に係る平成 30 年度実績【速報値】について

### 議 事

1. 令和 2 年度保険料率の論点について  
資料に基づき事務局から説明。

#### 《学識経験者》

現在、準備金残高 3.8 ヶ月分となっているが、最低 1 ヶ月分あればいいということなので、国庫補助率が少なくなることはないのか。

#### 《事務局》

現時点ではないが、あまりにも準備金残高が多くなると少なくなる可能性もありえます。

#### 《被保険者代表》

後期高齢者支援金について、年々増加傾向で、しかたのない事なのだが、高齢者に対して現役世代は払うばかりで負担が増加している。支援金と給付金のバランスはとれているのか。

#### 《事務局》

金額については厚労省から示されてくる金額を支払っているが、今後いろいろな形で議論されてくるのではないか。協会けんぽとしても、社会保障審議会医療保険部会に参加をしており、積極的に発言をしている。例えば、現在後期高齢者の負担額を1割から2割にするなどの保険給付の見直しなど多くの議論を通して、現役世代の負担軽減を協会けんぽとしても積極的に訴えていきたいと考えています。

## 2. 令和元年度山口支部上期事業実績及び下期の事業の概要について

資料に基づき事務局から説明。

《学識経験者》

これだけたくさん指標を設定しているが、組織としてどのように対応しているのか。

《事務局》

一部事業については、グループを横断しての取り組みを行っていますが、基本的にはそれぞれの担当グループが責任を持って事業を推進しています。

## 3. 令和2年度保険者機能強化予算（案）について

資料に基づき事務局から説明。

《事業主代表》

健康測定器の貸し出し事業について、上限を定められているが、健康宣言事業所が最優先で利用できるという認識で間違いはないか。

《事務局》

機器の貸し出しに関しては健康宣言事業所を対象としています。

《事業主代表》

保険者機能強化予算は年々強化するために予算の増加がされているのか、中には新規の事業もあるが、昨年度まで実行していた事業についてやめることもあるのかお聞きしたい。

《事務局》

予算には上限枠があるため、その枠の中で事業を行います。その枠の中で、前年度効果があった事業については来年度も継続して行ないます。新規事業については、来年度から新たに行う事業となります。効果が出ない事業につ

いては実施方法の変更か廃止を検討しています。

《被保険者代表》

新規の事業の中で、オンラインによる禁煙治療ができる事業があるが、全国的に他の支部で行われている事例はあるか。

《事務局》

全国の協会けんぽの中では山口が初めてと言う認識を持っています。

《被保険者代表》

具体的にはどう進めていくのか。

《事務局》

まず、協会けんぽが専門の受託業者と契約をします。その後、協会けんぽの保健指導を行っていく中で、勧奨を行い、希望者には受託業者からオンライン上で案内を受けます。その案内に従ってプログラムを進めていき、専門業者のサポートを受けて、禁煙を達成していくというプログラムを考えています。

《被保険者代表》

それには、費用がかかるのか。

《事務局》

プログラムに要する費用は協会けんぽが負担することになります。

《被保険者代表》

会社の中で喫煙率が高く、なかなか下がらないので、取り組みやすく、いい制度だと思えるので活用を考えたい。

《事務局》

対象者については、保健指導の場を通じてご案内する予定です。ぜひ積極的にご活用をお願いします。

《学識経験者》

学校などでの講演をする場合、就職活動向けにどういう企業を選んだらいいか、そのヒントがほしいという事がよくある。その際、山口県の健康経営企業認定事業所の話をするのだが、そこで、提案がある。安定所の求人の際に山口県の健康経営企業認定事業所であるという事をアピールしていくと、求職に来

た方にどう言う事業所であるか分かりやすいのではないかと。ぜひ安定所と協力して、安定所の方からも働きかけをして認定事業所を増やしていただきたい。今求人が難しい時代で売り手市場になっているので、認定事業所としてメリットが大きいのではないかと。

《事務局》

まず認定事業所に認定された時のメリットとしまして、求人票の中に認定事業所という事を挙げていただいたり、健康経営のマークやのぼりが提供されますので、名刺の中にマークを入れたりとか、求人活動をする時に活用していただけます。それはあくまで認定事業所のメリットとして提供していますので、逆に認定されていない企業についてはいろいろな方面から認定に向けた働きかけをしていく事によって、宣言事業者数、認定事業所数を増やしていければというふうに考えています。

#### 4. インセンティブ制度に係る平成 30 年度実績【速報値】について

資料に基づき事務局から説明。

時間の都合上、質疑については次回の評議会において行うこととした。

以上